

# 天理市営住宅入居者募集のご案内

R70827

## 令和7年10月募集

**受付期間** 令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月15日（水）

※申込受付は、上記受付期間最終日の午後5時15分必着

**受付場所** 天理市役所3階 建築課住宅係

**公開抽選日** 令和7年10月21日（火）14時～

**会場** 天理市役所5階 533会議室

**指定入居日** 令和7年12月1日（月）

## 天理市営住宅（公営住宅）について

市営住宅は、住宅に困窮されている低所得の方々のために、天理市が供給している公共賃貸住宅です。そのため、他の民間賃貸住宅とは異なり、収入に応じた家賃制度をはじめ入居の申込みから退去に至るまで、公営住宅法や天理市営住宅条例などに基づいたさまざまな制限や義務が課せられています。

入居申込みされる場合は、この「募集のご案内」をよくお読みいただいたうえで申込みください。

### 【問い合わせ先】

〒633-8555

天理市川原城町605番地 天理市役所 建築課住宅係

電話 0743（63）1001（代表）

## もくじ

1. 申込みにあたっての注意事項 .....	2
2. 申込みから入居まで .....	3
3. 申込資格について .....	4
4. 申込みの無効・失格 .....	7
5. 入居収入基準（基準月収額）の確認について .....	7
6. 市営住宅の家賃について .....	13
7. 選考方法について .....	13
8. 記入例について .....	14
9. よくある質問 .....	16

別添 「天理市営住宅 募集住宅一覧表」・「市営住宅入居申込書」

## 1. 申込みにあたっての注意事項

### 申込に際しての注意事項

- 応募される方は、申込書を市役所 3 階建築課へ郵送または持参してください。
- 申込受付は、受付期間の最終日必着です（持参の場合は最終日午後 5 時 15 分まで）。
- 申込みは 1 世帯につき 1 住宅までです。複数申し込まれると全て失格となります。
- 申込書に虚偽や事実と異なる事項が記入されている場合は失格となります。
- 資格審査の結果、入居資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合は失格となります。
- 申込み後の、住宅や同居予定者等の変更はできません。また、申込みの取消しはできますが、同一募集期間内の再申込はできません。

### 入居に際しての注意事項

- 入居決定後、入居説明会までに敷金（本来家賃の 3 ヶ月分）の納付が必要となります。
- 住戸内の修繕は、基本的に入居者の負担となります。
- 空家住宅のため、各設備、備品、床、壁、柱、天井等に汚れや傷がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ガス器具・照明器具などは入居者の負担となります。
- エレベーターは設置されていません。

### 入居後、次に該当する行為をされた方は、退去していただく場合があります。

- 不正の行為によって入居したとき。
- 家賃を 3 ヶ月以上滞納したとき。
- 住宅または共同施設を故意にき損したとき。
- 住宅を無断で他の者に貸し、またはその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 住宅を無断で他の用途に変更したとき。
- 住宅を無断で模様替えまたは増築したとき。
- 承認を受けずに入居者以外の者を同居させたとき。
- 正当な理由によらないで、無断で 15 日以上住宅を使用しないとき。
- 周辺環境を乱し、または他に迷惑をおよぼす行為をしたとき。
- 暴力団員であることが判明したとき。

### 自治会活動について

市営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、住宅全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしています。入居後は自治会活動に積極的に協力してください。

## 2. 申込みから入居まで

### (1) 申込みから当選まで

<b>申込み受付</b>	<b>申込書と抽選番号お知らせハガキ</b> を市役所建築課に郵送又は持参。 一世帯につき1通。2通以上申し込むと失格になります。 郵送、持参共、受付期間最終日の午後5時15分必着。
<b>抽選番号の通知</b>	抽選番号は、後日郵送で通知します
<b>公開抽選会</b>	抽選会の見学は、どなたでもできます。 抽選結果については、天理市役所1階中央ホール、当市ホームページで 掲示いたします。また、電話でのお問い合わせは、公開抽選会の翌日以 降にお願いします。 ※当選を辞退する場合は、すみやかに「辞退届け」等による意思表示を 行ってください。

### (2) 当選後入居資格審査から決定まで（当選された場合）

<b>当選通知</b>	入居審査書類及び書類提出日を郵送にてお知らせします。
<b>入居資格審査</b>	市役所建築課で行います。指定された日時に、入居審査書類を持参の上、 来庁してください。
<b>入居決定</b>	資格を満たしていると判断された場合、入居決定となります。 入居説明会の案内、敷金の納付、連帯保証人に関する書類、入居説明会 に持参が必要な書類を郵送にてお知らせします。

### (3) 入居手続きについて（当選された場合）

<b>敷金の納付 必要書類の準備</b>	入居説明会までに敷金〔本来家賃3ヶ月分〕を納付してください。 入居に必要な書類〔連帯保証人が1名必要〕を準備してください。
<b>入居説明会</b>	入居にあたっての注意事項等の説明を行います。 必要書類の提出や敷金の納付などの手続きが完了しましたら、鍵の引き 渡しをします。 指定入居日までに入居手続きを完了されなかった場合は、入居決定が取り 消されます。

#### 注意事項

- 申込みは別添の入居申込書で行ってください。
- 当選しても書類による入居資格審査が必要です。
- 補欠の方は当選者が辞退又は失格になった場合のみ通知します。
- 入居資格審査の結果合格された方には、入居手続きの説明書を別にお送りします。
- 申込書や当選後に提出された書類は一切返却しません。

### 3. 申込資格について

次のすべての条件を満たしていなければ市営住宅に申し込むことはできません。

#### ①申込者本人の住所地又は勤務地が天理市内にあること

○ただし、海外引揚者・ハンセン病療養所入所者及びDV被害者は、当該条件は必要ありません。

#### ②現に住宅に困窮していることが明らかであること

○原則、持ち家の方は申し込むことはできません（入居予定者全員を含む）。ただし、持家の所有権を指定入居日までに移転することができる場合か、または借入金超過等で破産宣告を受けられた場合は、申し込むことができます。なお、所有権移転の事実を確認するため、登記事項証明書の提出を求める場合もあります。

○公営住宅に入居中の方は、原則として申し込むことはできません。（同居予定者を含む）

#### ③世帯の月額収入が基準以内であること（入居世帯全員の収入が対象です）（P.7～P.12 参照）

一般世帯 158,000 円以下

ただし、「裁量世帯（P.5 参照）」に該当する場合は、月額収入が 214,000 円以下であれば申し込むことができます。

#### ④現に同居し、または同居しようとする親族があること

○次の方も申込できます。

内縁関係にある方：住民票の続柄の欄で、未届の夫（妻）であることが確認できる場合に限り  
ます。

婚約者のある方：指定入居日より 3 ヶ月以内に婚姻できる場合に限り（鍵渡しは婚姻後）。

パートナーシップ関係にある方：自治体等が発行するパートナーシップ関係を証明する書類で  
確認できる場合に限り。

○不自然な世帯分離による申込みはできません。

例・同居扶養している親や子を世帯分離させての申込み。

・兄弟姉妹のみの構成による申込み。（両親死亡の場合を除く）

・他の者に扶養されている祖父母と孫との世帯による申込み。

・夫婦の別居、父母の別居等による世帯分離の申込み。

○例外的に単身で入居申込みができる場合があります（P.5「単身申込要件」参照）

#### ⑤その他

○原則、連帯保証人が必要となります。

○過去に市営住宅に入居していた方は、滞納、無断退去等をしていないこと。

○申込者（同居予定者を含む）が、暴力団員でないこと。

○申込者（同居予定者を含む）が自立して生活を営むことができること。

## 「裁量世帯」について

裁量世帯とは、次の①から③のいずれかに該当する世帯をいいます。

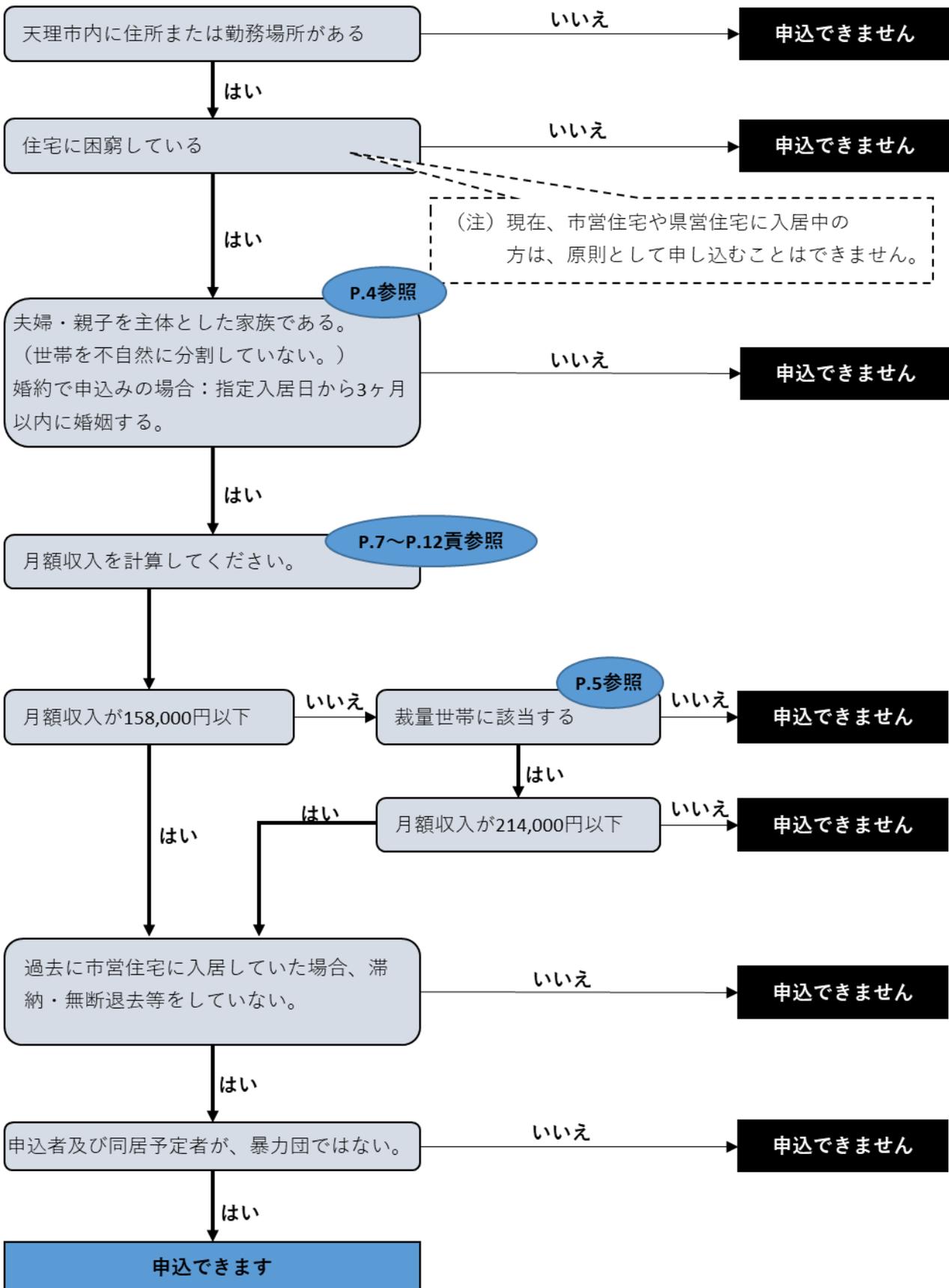
① 申込者、または、同居予定者に次のアからキのいずれかに該当する方がいる場合
ア. 身体障害者手帳の交付を受けている方（障害程度1級～4級）
イ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障害程度が1級または2級であること）
ウ. 療育手帳の交付を受けている方（障害程度がイと同程度であること）
エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方（戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法別表第1号表2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である方）
オ. 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
カ. 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）
キ. ハンセン病療養所入所者（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方）
② 申込者が60歳以上で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上、または、18歳未満である場合（年齢は申込期間最終日時点で判断します）。
③ 指定入居日の時点で小学校就学前の子供がある場合。

## 「単身申込要件」

次の（ア）～（コ）のいずれかに該当する方は、「単身者」で申込みことができます。

（ア）60歳以上	申込日時点の満年齢が60歳以上の方
（イ）身体障害者	身体障害者手帳（障害程度 1級～4級）の交付を受けている方
（ウ）精神障害者	精神障害者保健福祉手帳（障害程度 1級～3級）の交付を受けている方又は同程度の障害を有すると認められる方
（エ）知的障害者	療育手帳の交付を受けている方又は（ウ）と同程度の障害を有する方
（オ）生活保護受給者	生活保護を受けている方
（カ）戦傷病者	戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法別表第1号表2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である方
（キ）原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による、厚生労働大臣の認可を受けている方
（ク）海外引揚者	海外からの引揚者であることの証明の交付を受けており、引揚後5年以内の方
（ケ）ハンセン病療養所入所者	厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
（コ）DV被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方 ・配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の被害者 ・配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後5年以内の被害者

## 申込資格の有無について



## 4. 申込みの無効・失格

次のような場合、申込みは無効です。従って、当選しても失格となります。

- ① 申込書に不正の記載があったとき。
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき。
- ③ 入居申込資格がないとき。
- ④ 友人等の寄合世帯や家族を不自然に分割して申込まれたとき。  
例1 夫婦どちらか一方による申込  
例2 入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれる申込  
例3 祖父母と扶養関係にない孫との申込  
例4 おじ・甥姪・いとこ等との申込
- ⑤ 一世帯（婚約者との申込みの場合等も一世帯とする）につき2通以上の申込み（重複申込み）をしたとき。
- ⑥ 入居時、申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき（死亡除く）。
- ⑦ 指定期日までに、入居資格審査の必要書類が提出されないとき。

## 5. 月額収入（基準月収額）の確認について

- ① 申込み資格として、申込世帯全員の収入が、市の定める基準月収額以内（158,000 円又は裁量世帯は 214,000 円）であることが必要です。
- ② 月額収入は、「年間総収入金額」から「年間所得金額」を計算し、「世帯の年間所得金額」を求め、さらに「世帯の控除合計額」を差し引いた額を12で割り戻した額です。
- ③ **年間総収入金額**から**年間所得金額**を計算する方法は、「**所得区分**」により異なります（P.8 参照）。
- ④ 日雇労働者の方で、給与所得として賃金をもらっている方は、「給与所得の場合」にならって計算し、税務署に自己申告している方は、「その他の所得の場合」にならって計算してください。
- ⑤ 複数の所得がある場合や申込者以外にも収入がある場合は、それぞれの所得計算方法で年間所得金額を算出のうえ、合算してください。

**注意事項** 次のような場合は、年間総収入金額を0円で計算してください。

- 生活保護の各種扶助者
- 法律により**非課税**とされている各種年金等の受給者
  - ・ 遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病者恩給、障害者年金
  - ・ 雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費
  - ・ 生活保護の扶助料、公害認定患者の障害補償費、児童扶養手当等
- 出産・結婚・定年などの理由で指定入居日までに退職し、以降無職・無収入となる方
- 求職中の方や、無職・無収入の方

## 所得の計算

### 給与所得のみの場合（会社員・日雇い・パート・アルバイト等）

#### 手順1：年間総所得の計算

##### 【年間総収入の計算】

年間総収入金額は、賞与、臨時給与、手当などを含めた税込みの金額です。  
勤務時期にあわせて該当する欄をみて計算してください。

就職時期・受給期間・開業時期	年間総収入金額の計算方法
現在の勤務先に前年1月1日以前から 引続き勤務している場合	源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されている額
現在の勤務先に前年1月2日以降就職し、 現在まで1年以上勤務している場合	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
現在の勤務先に就職してから1年間に満た ない場合	就職した月から現在までの給料等の総額 ÷ 就労月数 × 12カ月 + 賞与
現在の勤務先に勤めて、まだ1ヶ月分の給 与を受けていない場合	雇用条件に基づく支給予定月額を12倍した 年間の推定総収入金額



「年間総収入」から「年間総所得」を算出してください。  
なお、2か所以上から給与等の支払いを受けている場合は、  
合計してから年間総所得を算出してください。

##### 【年間総所得算出表】

年間総収入額	年間所得金額
551,000円未満	年間所得金額 = 0円
551,000円以上～1,619,000円未満	(年間総収入額：A) - 55万円
1,619,000円以上～1,628,000円未満	1,069,000円～1,074,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	{(A) ÷ 4 = B(千円未満端数切捨て)} × 2.4 + 10万円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	{(A) ÷ 4 = B(千円未満端数切捨て)} × 2.8 - 8万円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	{(A) ÷ 4 = B(千円未満端数切捨て)} × 3.2 - 44万円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	(A) × 0.9 - 1,100,000円



#### 手順2：年間総所得の合計

入居しようとする家族全員について、1人ずつの年間総所得を算出し合計してください。

世帯員それぞれの年間総所得		合計する ➔	①年間総所得
	円		
	円		
	円		

## 公的年金等のみの場合（老齢厚生年金、老齢基礎年金等）

### 手順1：年間総所得の計算

受給期間	年間総収入金額の計算方法	
引続き1年以上年金を受給している場合	前年分の支払年金額	年金額の改定があった場合は、改定通知書の金額 (2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額)
年金を受給してから1年に満たない場合	年金証書の支払年金額 (1回分の支払額を6倍)	



【年間総所得算出表】 ※2種類以上の年金等を受給している方は、合計してから年間総所得を計算してください。

年間総収入額		年間所得金額
65歳以上	1,100,000円以下	年金所得金額=0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	(A) - 110万円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	7,700,000円以上～8,500,000円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円
65歳未満	600,000円以下	年金所得金額=0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	(A) - 60万円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	7,700,000円以上～10,000,000円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円



### 手順2：年間総所得の合計

入居しようとする家族のうち、年金所得者の年間総所得を算出し合計してください。



## 事業所得のみの場合（自営業等）

### 手順1：年間総所得の計算

事業開始時期	年間総収入金額の計算方法
前年1月1日以前から引続き同じ事業をしている場合	所得税確定申告書控で年間所得金額を確認してください。
前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額で計算した額（計算方法は、「給与所得の場合」の例にならってください。）

この欄の合計金額が年間総所得です



### 手順2：年間総所得の合計

入居しようとする家族のうち、事業所得者の年間総所得を算出し合計してください。



## 控除額の計算

区分	控除項目	控除対象者	控除額
所得控除	給与所得等	申込者又は同居親族のうち所得税法上の給与所得又は公的年金等に 係る雑所得を有する方	10万円/人 所得金額が10万円未満 である場合は、当該金額
一般控除	同居親族 扶養親族	・申込者本人を除いた同居親族 ・申込親族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象 として認められる方	38万円/人
特別控除	老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円/人
	特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方（配偶者を除く）	25万円/人
	障害者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ① 児童相談所等から中度・軽度の知的障害者と判定された方 ② 2級,3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ③ 3級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ④ 戦傷者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで 及び第五款症までの方 ⑤ 65歳以上で障害の程度が①と③と同程度であることの認定書を 福祉事務所等から交付されている方	27万円/人
	特別障害者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ① 心神喪失の状態にある方 ② 児童相談所等から重度の知的障害者と判定された方 ③ 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④ 1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ⑤ 戦傷者手帳の交付を受けている方で特別項症から第三項症まで までの方 ⑥ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦ 65歳以上で障害の程度が①、③、④と同程度であることの認定 書を福祉事務所等から交付されている方 ⑧ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方	40万円/人
	寡婦	所得者（ひとり親に該当する方を除く）で、次の要件を満たす方 (1)夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち ① 扶養親族のいる方 ② 合計所得金額が500万円以下の方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない方 (2)夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が不明な方の うち ① 合計所得金額が500万円以下の方 ② 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない方	27万円/人 所得金額から所得控除 を差し引いた残額が35 万円未満である場合は、 当該残額
	ひとり親	所得者で、次の全ての要件を満たす方 ① 現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない方 ② 生計を一にする子のいる方 ③ 合計所得金額が500万円以下の方 ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない方	35万円/人 所得金額から所得控除 を差し引いた残額が35 万円未満である場合は、 当該残額

手順3：控除額の計算

左ページの表を参考に、控除額を計算してください。

控除の種類		控除額	人数	控除額計
一般控除（同居・扶養）		38万円		円
特別控除	特定扶養控除	25万円		円
	老人同一生計配偶者控除	10万円		円
	老人扶養控除	10万円		円
	特別障害者控除	40万円		円
	障害者控除	27万円		円
	寡婦控除	最高27万円		円
	ひとり親控除	最高35万円		円
基礎控除（給与所得・公的年金等）		最高10万円		円
②控除額合計				円



手順4：月額月収の計算

年間総所得の合計と、控除額の合計を次の式に当てはめてください。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{①年間総所得} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{②控除額合計} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額収入} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

月額収入が次の範囲内であれば申込可能です。

一般世帯 0円～158,000円      裁量世帯 0円～214,000円

## 6. 市営住宅の家賃について

家賃額は、毎年度入居者の収入及び住宅の諸条件（立地条件、規模、建設時からの経過年数、交通条件等の地域の状況・住宅の設備状況など）に基づき、住宅別・戸別に市が決定しています。

市営住宅入居の方には、毎年（7月頃）前年の世帯全員の収入の状況を申告することが必要になっています。市ではこの申告に基づいて翌年度の家賃額を決定します。

住宅の家賃は、右記の基準月収額の収入区分①～⑥に応じた、募集一覧表（別添）の家賃になります。  一般世帯は①～④の4段階 裁量世帯（高齢者、障害者世帯等）は①～⑥の6段階	収入区分	基準月収額（円）
	①	0 ～ 104,000
	②	104,001 ～ 123,000
	③	123,001 ～ 139,000
	④	139,001 ～ 158,000
	⑤	158,001 ～ 186,000
	⑥	186,001 ～ 214,000

「募集一覧表」例

面積 (㎡)	家賃 (円)		
39.3	① 8,300	② 9,600	③ 11,000
	⑤ 12,400	⑥ 14,200	⑥ 15,100

## 7. 選考方法について

### ① 入居予定者の選考方法

住戸ごとに抽選を行い、当選者1名と補欠者3名を決定します。

### ② 抽選方法

抽選は番号で行います。

抽選器に申込者の数だけ抽選玉を入れ、抽選器から最初に出てきた玉の番号が当選となり、次ぎの番号が補欠の第1位、以下第2位、第3位になります。

### ③ 抽選結果の公表

抽選結果は、公開抽選会の翌日から2週間、天理市ホームページ及び市役所1階中央ホールに掲示します。



(裏)  
同意書

令和 ●年 ●月 ●日

天理市長 様

下記の者は、次の事項について同意します。

- (1) 入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務を処理するため、住民基本台帳、課税台帳等の閲覧及び地方税関係情報の取得を行うこと。

記

入居者 (申込者)	フリガナ	テンリ タロウ
	氏名	天理 太郎
	生年月日	●年●月●日
	住所	天理市●●町●●番地
同居者	フリガナ	テンリ ハナコ
	氏名	天理 花子
	生年月日	●年●月●日
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 入居者の住所と同じ
同居者	フリガナ	テンリ イチロウ
	氏名	天理 一郎
	生年月日	●年●月●日
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 入居者の住所と同じ
同居者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	

住所が同じ場合はレ点を記入してください。

抽選番号お知らせはがき

切手を必ず貼ってください

切手を必ず貼ってください

□□□□—□□□□

と	奈良 <sup>府</sup> 天理 <sup>市</sup> 川原城 <sup>町</sup>
こ	〇〇番地 川原城 <sup>荘</sup> 〇〇号
る	マンション アパート
	様方

なまえ	(フリガナ) テンリ タロウ
	天理 太郎 様

抽せん番号のお知らせ

申込の市営住宅名	号 数	抽せん番号
〇〇〇 市営住宅	〇〇 号	※

申込書に記入した希望住宅名を記入してください。

※は記入しないでください。

## 9. よくある質問

問1 申込み後、すぐに入居できますか。

答1 申込み多数の場合は抽選があります。当選後、入居資格審査や入居手続きがありますので、すぐに入居することはできません。

問2 家賃はどれくらいですか。

答2 家賃は入居予定者全員の収入によって決定します。また、住宅の築年数や広さによって家賃は異なります。よって、一概にお答えすることができません。入居後も毎年度、収入を申告していただき翌年度の家賃を決定します。別添の募集住宅一覧表に住宅ごとの家賃を記載していますので、参考としてください。

問3 申込み後、申込内容の変更はできますか。

答3 申込み後に、住宅、申込名義人、同居者予定者等の内容の変更はできません。ただし、同居予定者の死亡や出生の場合に限り変更可能です。

問4 申込の取消しはできますか。

答4 取消しはできますが、同一募集期間内での再度の申込はできません。取消しの場合は辞退届を提出していただきます。

問5 未成年者は申込みできますか。

答5 原則、未成年は申込みできません。ただし、婚姻している場合は成人とみなされますので申込みできます。

問6 敷金や礼金は必要ですか。

答6 市営住宅の入居には敷金（入居する住宅の本来家賃3ヶ月分）が必要です。一括で納付していただくことになり、支払いは鍵渡し日までに済ませていただきます。なお、礼金は必要ありません。

問7 住宅の内見をすることはできますか。

答7 内見することはできません。募集住宅一覧表及び天理市ホームページにて間取り図等を見ることができます。

問8 入居者が設置しないといけないものはありますか。

答8 エアコン、照明器具、ガスコンロの設置は入居者で行う必要があります。

問9 持家があるのですが、申込みできますか。

答9 原則として申込みできません。また、同居しようとする者に持ち家がある場合も申込みできません。ただし、入居時まで家屋を売却するなど、処分を予定している場合は申込みできます。その場合、所有権移転登記を行ったうえで、証明書等を提出してください。

問10 婚約者がいます。結婚する予定なのですが申込みできますか。

答10 申込時点で婚姻している場合に限りです。

問11 配偶者と離婚していませんが申込みできますか。

答11 申込み時点で離婚が成立している場合は申込みできます。ただし、DV被害者は離婚成立前であっても申込みできます。

問12 現在、公営住宅に住んでいますが、申込できますか。

答12 原則としてお申込みできません。

問13 配偶者と離婚していませんが申込みできますか。

答13 申込み時点で離婚が成立している場合は申込みできます。ただし、DV被害者は離婚成立前であっても申込みできます。

問14 妊娠している場合、胎児は人数に含めますか。

答14 胎児は申込人数に含みません。なお、入居後、出産された時点で届出が必要です。

問15 単身での申込みはできますか。

答15 60歳以上の高齢者や障害をお持ちの方等、一定の条件を満たす場合は申込みできます。

問16 連帯保証人は必要ですか。

問16 必要です。ただし、60歳以上の高齢者や障害をお持ちの方等、一定の条件を満たす場合は免除できる場合があります。その場合でも、緊急連絡先の提出が必要です。

問17 抽選結果はどうすればわかりますか。

答17 抽選結果は、公開抽選会の翌日から2週間、天理市ホームページ及び市役所1階中央ホールに掲示します。

問18 家賃はずっと同じですか。

答18 毎年度見直しされます。毎年、入居者は収入の申告をする必要があり、収入等に応じて翌年度の家賃が決定されます。